

特集

会社・株主間の合意、コベナンツ

「重要な契約」開示義務 見直しの実務ポイント

2023年12月22日公布の改正開示府令

序章

「重要な契約」開示義務見直しの 経緯と概要

ガバナンス、株主保有株式の処分・買増し等

第1章

企業・株主間の合意に関する 開示ポイント

ローン契約・社債に付される

第2章

財務上の特約に関する 開示ポイント

森・濱田松本法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士

熊谷 真和

森・濱田松本法律事務所
弁護士

平川 諒太郎

昨年12月公布の改正開示府令により、「重要な契約」に関する開示義務が見直された。企業・株主間の合意や財務上の特約（コベナンツ）に関する契約内容を開示することになり、そのような契約を締結している企業は何をどこまで開示すべきか、悩ましいところである。そこで、開示対象や開示内容についての実務での疑問点をピックアップし、解説していただいた。